

日本放送協会平成23年度財務諸表
に添える監査委員会の意見書

放送法第74条第1項に基づき、日本放送協会平成23年度財務諸表に添える当監査委員会の意見は、次のとおりである。

平成24年6月21日

日本放送協会監査委員会

監査委員（常勤） 井 原 理 代

監査委員 上 村 達 男

監査委員 渡 邊 恵 理 子

(序文)

日本放送協会監査委員会は、放送法第75条により日本放送協会の財務諸表に関する監査を行うことと定められている。

本意見書は、日本放送協会の平成23年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)財務諸表に関する監査について記したものであり、監査結果としては、同法同条により会計監査人の監査があわせて法定されたことに基づき、会計監査人の監査報告の相当性について意見を示す。

I 監査の方法およびその内容

監査委員会は、同法第76条に基づき任命された会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視、検証するため、会計監査人から事前に監査の計画として監査手続等監査の概要、当年度の重点監査項目、監査体制等を、期中には、「独立監査人の中間監査報告書」および「中間監査結果説明書」を受け取り、また各四半期を対象期間とする監査実施状況等ならびに検討課題等について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

あわせて、決算日後に会計監査人が内部監査室と連携して行った現金・預貯金および有価証券等の実査の報告を常勤監査委員が受け、それらの実在性を確認した。

監査委員会は、平成24年6月14日に、会計監査人から「独立監査人の監査報告書」および「監査結果説明書」を受け取り、同人が監査人の独立性として常に公正不偏の態度を保持するとともに独立性に関する方針ならびに手続を遵守したこと、および同人の職務の執行状況等について報告を受けた。これに関して、内部統制の評価、固定資産の減損、固定資産撤去費用引当金、退職給付引当金、東日本大震災による影響等について説明を求めた。

また、監査委員会は、会計処理の対応等について、必要に応じて経理局に説明を求めた。

以上の方法に基づき、監査委員会は、平成23年度財務諸表につき、検討した。

II 監査の結果

会計監査人の監査の方法および結果（「財務諸表が、放送法、放送法施行規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本放送協会の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める」）は、相当と認める。

以上